

令和元年度 第3回 横浜市中心卸売市場開設運営協議会会議録

日 時	令和元年9月12日(木) 午後2時00分～午後4時00分まで
開催場所	横浜市中心卸売市場本場 3階研修室
出席者	若杉会長・高力委員・山下委員・藤島委員・長岡委員・多賀谷委員・福留委員・後藤委員・芦澤委員・石井(良)委員・山口委員・布施委員・石井(孝)委員・明澤委員・出川委員(計15名)
欠席者	森副会長・真壁委員・荒木委員・鈴木委員・福岡委員(計5名)
開催形態	公開(傍聴者3名)
議 題	(1) 業務規程について(諮問) (2) 横浜市中心卸売市場経営展望について
決定事項	(1) 継続審議 (2) 継続審議
報告事項	(1) 横浜南部市場にぎわい創出事業について
資 料	1. 次第 2. 横浜市中心卸売市場開設運営協議会委員名簿(資料1) 3. 座席表(資料2) 4. 卸売市場法改正を踏まえた業務規程の改正について(資料3) 5. 横浜市中心卸売市場業務条例・施行規則(資料4) 6. 横浜市中心卸売市場経営展望(案) <平成31年3月現在版>(資料5-1) 7. 横浜市中心卸売市場 食肉市場 経営展望(全体像)(資料5-2) 8. 横浜南部市場でヨコハマの食を体感!(資料6) 9. ラグビーワールドカップ2019™ファンゾーンに 横浜市中心卸売市場のキッチンカーが出店します!(資料7)

議 事

【開会】

会長より開会にあたってのあいさつ。

議事へと進む。

【議題1：業務規程について】

事務局より資料に基づいて説明。

(質疑等)

山下委員：3点ほどありますが、1つ目は、1枚目の2(1)2についてです。ここに市長の責務があり、「賑わいづくりの活用」とありますが、「賑わいづくり」という言葉は条例等に出てくるような言葉なのかなと思いました。市場活性化という言葉はよく使うと思いますが、「賑わい」というのは、もう少し平たい言葉ではないかと思います。なので、賑わいを作ることを市長の責務にするのかというと、ちょっと大げさな感じがします。効率化していくということは、電子化を取り入れていくと思います。そうしますと、いわゆる省力化になりまして、賑わいというよりも、非常に静かに一瞬で取引が終わるような状態の方向に進んでいくのではないかと思います。そういうことで言っても、賑わいというものを市長の責務にするのは、適当なのかどうかと思いました。もう1つは、同じページの3の「開場の期日」についてですが、「事項」は「開場の期日」なのに、「理由」が「週休二日」になっています。同じことなのですが、週に2日休むことを明確にするのではなく、週に5日開場することを明確にするということではないかと思います。「事項」が休場の期日でしたら分かりますが、「開場の期日」なので、そう思いました。それと、3ページ目の参考についてですが、(1)5の3つ目の黒点で、「市長に実績を仕入・販売実績を報告しなければならない」と記載されていますが、おそらく最初の「実績を」はいらないので、「市長に仕入・販売実績を報告しなければならない」が正しいのではないかと思います。その次の(1)6ですが、『せりをする物品と「それ以外」の2区分とする』と記載するのが正しいのではないのでしょうか。今の表現だと、何とせりをする物品との2区分にするのかが分からないと思いますので、「それ以外」というのを書き加えると良いのではないかと思います。それから、(1)8では、「飲料を取り扱えるようにする等」ということなのですが、皆さんは取り扱うものを飲料だと思っていらっしゃるかもしれませんが、将来的に何が入ってくるか分からないということで言うと、あまりここで物品を特定しない方がいいのではないかと思います。以上です。

若杉会長：貴重なご意見ありがとうございました。事務局ご説明をお願いします。

事務局：事務局から答えさせていただきます。まずは、1 ページ目の 2 (1) 2 の市長及び市場関係者の責務について、「賑わいづくりの活用」という部分でご質問、ご意見をいただきました。趣旨としましては、開設運営協議会から答申をいただきました、山内地区の賑わいづくりの部分について、中央市場との連携ということで京浜臨海部のマスタープランに記載されておりまして、答申の方でもそういった部分と連携した総合的な取組が期待できるということ、やはり何らかの責務として定めた方が良いのではないかとということで、こちらに掲載させていただいたというものでございます。こちらの内容につきましては、条例になる時に、このまま条文として記載するかどうか、適切な表現方法を法制部門と相談しながら修正していきたいと思っております。趣旨としてご理解いただけるような形で記載させていただいております。いただいたご意見も参考にしながら、検討していきたいと思っております。2 (1) 3 の「開場の期日」でございますが、項目として「開場の期日」に記載されている内容につきまして、原則は、開場日及び休場日について規定されているものを実態に合わせて修正させていただきたいという趣旨でございます。

事務局：続きまして、売買取引に関係することについて、お答えさせていただきます。まずは、(1) 5 の 3 つ目の黒点ですが、ご指摘のとおりですので、修正させていただきます。(1) 6 についても、ご指摘のとおり分かりづらいと思います。現在は、1 号は全量せりを行う物品、2 号は一定の数量ないし一定割合のせりを行う物品、3 号はそれ以外ということで、相対取引のことでございます。これを 2 区分にするということですので、ご指摘のとおり、もう少し明確になるような書き方に修正させていただきます。最後の (1) 8 でございますが、飲料という表現について、例示的に書かせていただいたつもりですが、今回の改正で取扱品目を拡大していくということがメインになりますので、こちらについても、もう少し分かりやすく修正させていただきたいと思っております。以上でございます。

若杉会長：ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ありますでしょうか。

石井 (孝) 委員：3 ページ目の (2) 1 で、「市場における売買取引は、公正、透明、かつ効率的でなければならない」と書いてありますが、「透明」というのは、公表するということですか。

事務局：今回の法改正の大きな目的の一つになっていますが、これまで公表してこなかったことを公表するようになっております。農林水産大臣が示した基本方針に「透明」という言葉が加わっておりますので、今回、「透明」という言葉を加えさせていただき、国が公表を義務付けているものにつきましては、同様に公表をさせていただくという趣旨でございます。

石井 (孝) 委員：公表というのはどのような方法でやっていくのですか。

事務局：具体的には、まだそこまで書かせていただいておりますが、例えば 8 番目の「予定数量

等の報告・公表」では、「市長は取引結果等を公表する」というのが新たに加わっております。また、その下の(2)9「その他の取引条件の公表」ということで、卸売業者は出荷者、卸売先に対する交付金、これは出荷奨励金や完納奨励金にあたるかと思いますが、こうした額等を、具体的にどういった形で公表等するのかについては、国の方に確認させていただきながらということになります。いずれにしても、公表義務が課されておりますので、こうしたものを公表させていただくということになります。

若杉会長：他にご意見・ご質問等ありますでしょうか。

藤島委員：1ページ目の1の目的のところですが、「市民等」の生活の安定に資することを目的と記載されていますが、「等」とは何を意味するのかお答えいただけますでしょうか。

事務局：「市民等」ということですが、横浜市にいらっしゃる方、市内にいらっしゃる方、例えば一時的に滞在される方ですとか、旅行で来られる方ですとか、働いておられる方等市民でない方もいらっしゃいますので、市民を中心に、市民ではない方も含めまして、「等」という表現になっているということでございます。

藤島委員：そういう場合、ただ住んでいる人は市民ではないのでしょうか。市民という定義はどういう風になるのですか。要するに、住所登録をしていなければ市民にならないということなのか、あるいは、税金を納めていると市民なのでしょうか。

事務局：今の条例でも市民等になっていますが、要は県域全体に食材を提供したり等、そういうことも含めて、今後エリアを広めていくわけです。いずれにしましても、市民というのは厳密に言うと、今おっしゃったように住民票があるとかそういう話になると思うのですが、そういう枠だけにはとられないで、その他の方々も含めた「等」になっているということで、私どもは解釈しています。

若杉会長：藤島委員いかがですか。

藤島委員：後ほどお聞きしたいことがあるものですから、少し確認をさせていただきました。とりあえずはこれで結構です。

若杉会長：ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

芦澤委員：2ページ目の1番上の6の改善措置命令の項目ですが、従来の横浜市中央卸売市場業務条例では、この改善措置命令が出来るのは、仲卸業者に対してというのが入っているのですが、今回の内容を見ますと、「市長は、取引参加者、関連事業者その他事業者の財産に関し、改善措置を命ずることができる」となっています。これは、何をどう指しているのでしょうか。ここに、仲卸業者も入っているのでしょうか。

事務局：今回の法律上、取引参加者という文言が加わって、こうした方々に対して、改善措置命令というのは行き過ぎかもしれませんが、要するに指導監督をする権限が開設者の方になり、

開設者が指導監督をしていきなさいと。そういう規定が設けられたことに伴って、こちらに取引参加者等の文言を加えさせていただきました。併せて、これまで卸売業者については国の権限としてあったものですから、新たに基準を加えさせていただいたというような変更でございます。

芦澤委員：実は、横浜市中心卸売市場業務条例第70条第2項のところで、「市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。」となっており、各号のいずれかというのは、(1)は「流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合」、(2)は「資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合」、(3)は「規則で定める連続する事業年度において、経常損失が生じた場合」という、3つの項目があります。確か、卸売業者の基準の方は、卸売市場法第51条第2項に同じような形で書いてあり、それと卸売市場法施行規則に同じようなことが書いてあると。これは当然無くなるので、新たな基準というのを作っていかねばならないのですが、これでいくと、この横浜市中心卸売市場業務条例の第70条というのは生きていうことですよ。そうすると、この改善措置命令で変更されるというのはどういうことでしょうか。

事務局：まず、これまで卸売業者に関する財務基準等の規定というのは国の法律のほうで決まっていた。

芦澤委員：卸売業者の方はいいです。仲卸業者の部分です。

事務局：仲卸業者については、現状の規定が維持されます。

芦澤委員：そうすると、上の方に記載されている改善措置命令については、基準を設けるのですか。取引参加者、関連事業者その他事業者の財産に関し、改善措置を命ずることができる、という規定になっていますが。

事務局：こちらにつきましては、取引参加者の中に仲卸業者も入っています。改正卸売市場法なのですが、業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならないということで、第4条の4項ですね。1号は卸売市場の業務の方法。2号ですが、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者、という形で定義されているものが取引参加者ということになります。ですので、仲卸業者はこれまでどおり、いわゆる財務三基準で行うとともに、新たに卸売業者を条例上の規定に加えさせていただくということになります。

芦澤委員：すみませんが、もう一度、取引参加者とは何か説明してください。

事務局：国の定義ですと、「卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者」に

なります。

芦澤委員：取引参加者になると、今後は今言っている第三者販売が取引参加者になりますよね。

事務局：相対取引事業者です。

芦澤委員：ここの相対取引も取引参加者ですよね。この人達の基準を設けるということですか。

事務局：改善措置命令というのは、市場の中で業務を行っているところについて、経営の改善その他を命ずるということになりますので、いわゆる取引関係での指導というのは、取引参加者全般にかかります。つまり、卸売業者もあれば、仲卸業者以下の取引参加者も入ります。ただし、改善措置命令については現在の70条では、ここの施設の使用許可等をとって使っている卸売業者、仲卸業者、関連事業者、その他の許可事業者の方々がこの改善措置命令の対象であり、卸売業者だけは今までは国の規定でした。それを今回は卸売業者も対象に入ってくるということになります。

芦澤委員：これは明確にした方がいいのではないのでしょうか。

事務局：難しいのは、今回は取引参加者、これは出荷者も入るのですが、法律上はそこも含めて開設者は指導しなさいとなっているので、条例上も入れざるを得ないというところですが、現実に出荷者を指導できるのかというのは別問題です。ただ、法律上は入れなくてはなりませんので、文言上は工夫をさせていただくことになります。基本的に場内事業者の方は今と同じパターンで考えておりますので、変えるのであれば事前にご相談させていただきます。

布施委員：仲卸業者の財務三基準について心配していただいております。これは今までのままということですよね。取引参加者というのは、出荷者も含めた全取引関係者に対して開設者は改善措置をします。その中で、特に卸売業者に関しては、農林水産省が許可をやめたということで、財務基準を作成する機会だよということですよね。もう決まっているとは思いますが、仲卸の財務三基準については、本来ならば今までどおりやっていると、実効性があるのかなというところがあるので、その辺は見直して、実効的な何かを考えられたらどうかということをお願いいたします。

事務局：中身につきましては、やはりご相談させていただきたいと思っております。何らかの基準がなければ、例えば、当課で行っております仲卸業者等経営基盤強化事業などの事業対象にできるかどうかということにも関わってきますので、その辺は色々ご相談させていただければと思っております。

芦澤委員：今の話は基準作成にあたってということですね。

事務局：はい。

布施委員：もう一つ、先程、石井委員がご質問された3枚目の「透明」のところですが、行政としてはどこまでの見える化というか、公表というのを考えていらっしゃるのでしょうか。取

引委員会その他で色々やりとりした中で、非常に重要なところかなと思っています。卸売業者の取引の内容を公表する等、透明というのは、どこまで視野に入れているのでしょうか。それを開設者だけではなくて、市場関係者全体に公表するという事なのかなと思っています。

事務局：明確なお答えにならないかもしれませんが、国として義務付けられているものがある一方で、具体的な内容で、何をどこまで公表するのかということにつきましても、場内事業者の皆様の見解をお聞きしながら検討をしていきたいと考えています。

若杉会長：他に何かありますでしょうか。

芦澤委員：3ページ目の3の「売買参加者の承認」についてですが、基準を設ける時に、できればご相談をいただけたらと思います。これはお願いでございます。

事務局：ご相談はさせていただきたいと思っております。

若杉会長：他に何かありますでしょうか。

藤島委員：この業務規程案については、細かいところは今後どこまで検討されるのかというところになると思うのですが、全体としては非常に良く出来ていると思っています。ただ、一つ気になるのは、この中央卸売市場が、市民等でも市民でもいいのですが、市民の生活の安定に資するという事で、そのとおりで全く異議はありませんが、この業務規程の中で、市民の生活の安定に資するというのが具体的にどうやってやるのか、よく分からないです。そういうのを業務規程の中に入れることはできないのでしょうか。何故そのようなことを言うのかというと、今でも横浜市中心卸売市場の販売圏といいますか、商圈というのは相当広いですよ。今後ますます広がるだろうと思っています。それは市場の活性化になりますし、広がることは悪いことではないのですが、横浜市民にしてみれば、市民以外にも同じように供給するのかということになります。何故、我々が税金を払う必要があるのかという疑問が出てきます。そうではなく、横浜市の中央卸売市場は確かに市外にも供給はしますが、ここに中央卸市場があることによって、横浜市民は大きな恩恵を受けていることになるのですよというのがもっと分かるように、具体的に何らかの形で出せないのかなと思います。そのあたりについてはどのようにお考えなのかなということ。他の所に供給するのが悪いということではありませんので、どんどん供給してもらいたいと思います。ただ、神奈川県全域に供給しているのであれば、何も横浜市がお金を出さなくてもいいだろうと、神奈川県がお金出せばいいのではないのかと、そういう話になってしまいます。そうすると、今回公設公営でいきますよと言っているのに、その根底が揺らいでしまうということも考えられます。この業務規程には、横浜市中心卸売市場は横浜市がやっていて、だから横浜市民にとっては非常にいいのですよというの

が、何らかの形で出てこない。それこそ選挙の時に、候補者が、何故横浜市民だけがお金を払って中央卸売市場を作って、横浜市外まで供給しているのかと、私はそれをやめさせますよと言って当選する人だって出てくる可能性があります。ですから、横浜市がやっているのだから、横浜市民に良いことがありますよと。もちろん市外に供給してもいいのですが、横浜市民がしっかり恩恵を受けていますよというのを、単に最初の目的のところだけではなくて、具体的にどのように入れこんでいくのかというのを考えておいてもいいのかなと思います。

事務局：条例にどう書けるのかは検討していきたいと思っておりますが、まずは場内の取引を活性化し、しっかりと場内の取引をさせるということが、実質的には、例えば市内の小売店や飲食店等が買って、市民のために供給していくという流れに元々なっているわけです。その辺が確かに自由化によって少し揺らいでくるところを、今までの場内取引等の秩序をどのように保つのか、できれば場内取引を優先したいと書きたいところもありますが、どう書けるのかを躊躇している面もございます。これは、取引委員会の方でもそういう議論がされたというところがございます。それ以外に、例えば、市場の災害時の話ですとか、市民が実際に困ることがないように対応をしていくということが物凄く大事になってくるということは承知しております。市民の買いたいものが買えないということはあってはいけないということで、そういうことも含めて、市民のための施設ですよということをどのように書けるのかを考えていかななくてはならないということは、先生のおっしゃるとおりだと思いますので、もう少し考えさせていただきたいと思います。確かに、「市民等の生活の安定に資する」と書いてしまっているのでもはやけた形になっておりまして、この部分は「等」をとって「市民生活の安定に資する」と記載すればもっとはっきりするのですが、様々なことがあって「等」が入っており、これからもこう書かざるを得ないかなと思っております。例えば、市長の責務のところなのか、各場内事業者の責務のところなのか、そういうところにもう少し書けることがないのか検討しないとイケないのかなと思います。

若杉会長：ありがとうございました。これ以上ご意見がなければ、「業務規程について」の議論は終了させていただきたいと思います。この議題につきましては、引き続き次回の開設運営協議会で議論させていただきます。次回は答申としてまとめることとなりますので、よろしく願いいたします。

【議題2：横浜市中心卸売市場経営展望について】

～事務局及び経営展望策定の三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 清谷氏より資料に基づき、戦略1・2を説明～

(質疑等)

若杉会長：今のご説明について、ご意見ご質問等いただきたいと思います。

芦澤委員：41 ページの「経営展望実行に向けた詳細スケジュール」について確認ですが、▲と●の違いは何ですか。

清谷氏：役割分担のところだと思いますが、●については実施主体、▲についてはできることも限られますので、実施主体の皆さんが取り組まれるものを後方で支援していく、協力をしながら支援していくということを考えています。

芦澤委員：そうしますと、先程ご説明いただいた戦略1と2については、ほとんど開設者も一緒にやっていたかということですね。

清谷氏：協力が必要なものについてはということですね。

芦澤委員：そうすると戦略1と2については、開設者は▲ではなく、●ではないでしょうか。

清谷氏：例えば、企画を実施する等の際に、広報ですとか、そういったところについては開設者側でもご協力させていただける部分もあるかと思います。

芦澤委員：ここは協力ではなくて一緒にやっていたかかないと。当然、産地等、卸売業者であったり仲卸業者であったり、やっていかなければいけないのですが、水産でいえば、県下もしくは市内には漁港というのはあるわけですから、全面的にそういう意味では、横浜市の方も一緒に入っていてやるのがベストなのではないかと思います。そういう意味で▲というのは、第三者的な、協力的なというか、違うのかなという感じがします。

清谷氏：わかりました。検討させていただきます。

高力委員：お話を聞いていてひっかかるのは、この「横浜市中央卸売市場経営展望」の主体は誰かということ。つまりワーキンググループというのは、横浜市中央卸売市場経営展望策定ワーキンググループということなので、主体は市なのかなと。▲はあり得ないのかなと思います。そもそもこの表示自体が、実施主体は開設者である市ですね。その主体が不明確なのではないかというのがまず1点気になりました。もう1点は、表現の問題かもしれませんが、戦略1の「集荷・販売構造の拡充」について、構造を拡充するというニュアンスは非常に難しいかなと思います。戦略2の関係強化も構造の中に入ってしまうのではないかとすると、この辺ももう少しシンプルにまとめられた方がいいのではないのでしょうか。何が言いたいのかというと、何が問題なのということです。問題が市場環境への問題なのか、それとも地域社会に対する問題なのか。それを分けて考えて、それに対する解決策として、主として集荷販売の話ならそう言うし、関係者の関係構築の話が大切ならそっちにいくというように。1点は主体の問題、もう1点は構造の拡充という言い方がきついのではないかという、その2点でございます。

清谷氏：まず、集荷・販売構造のところについては、表現を検討させていただきたいと思います。

それから、主体については、集荷販売ですとか、戦略1と戦略2というのは、これまでも卸売業者・仲卸業者、市場の事業者の皆さんが取り組まれているものをより充実させていくために、どのようにやっていくかというところを考えておりましたので、どちらかというところ、この2つは事業者主体なのかと思っておりますが、こちらも検討させていただきます。

高力委員：主体というのはこの報告書自体の主体ということなので、先程の委員の▲はおかしいのではないということも含めて、この報告書の主体は開設者ですよということなので、全体を見直していただいた方が皆さんは納得されるのではないかと思います次第です。

事務局：こちらの経営展望は、最終的には横浜市が策定するものでございますが、そういう意味で、主体は誰かということになれば、横浜市ということになります。横浜市からは開設運営協議会に経営展望の策定について諮問させていただいておまして、その諮問内容について全体の会議で進めるのは難しいということで、開設運営協議会の中にワーキンググループを設けさせていただいて、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社にもご協力いただきながら検討を進めているというものでございます。ですから、最終的には、開設運営協議会から答申いただいたものを横浜市として策定するというものでございます。位置付けとしては、そういうことになっております。役割分担につきましては、それぞれの場内の事業者さんたちの役割分担というものでございますので、個別の項目においては役割分担で横浜市が●になるべきものであれば、●ということもあるでしょうし、主体として事業者さんが●になるものもあればということで、個別にいろいろあると思います。●にすべきもの、▲にすべきもの、というのは精査していきたいと考えております。

若杉会長：他には何かご質問ご意見ございませんか。

山下委員：高力委員がおっしゃった、経営展望の主体は誰かというのは私も全く同意見で、賛成します。主体が開設者なのかと思うと、これを開設者がやるのか、あるいはこれを卸売業者や仲卸業者にやれと言うのかと思った時、大丈夫かなと思うことはいくつか目に見えてあります。例えば、それを申し上げればきりがないのですが、2点申し上げますと、P26の2行目に、「外部事業者・人材等を積極的に取り込み」という言葉がありますが、それは横浜市が外部人材を取り込むのですかと。あるいは既存の卸売業者さんや仲卸業者さんに外部人材を取り込みなさいとおっしゃるのですかと。どちらを考えても、非常に違和感があります。また、同じように、P28のところは地産地消ということですが、横浜市の地産地消というのは非常に難しいのではないかと思います。市として小さいですよ。ここで育てている何かがあつてとか、横浜市漁業協同組合というのはあるにはありますが、それでも難しいのではないかと。県域に広げざるを得ないのしょうけれど、そうなると、前の

議題で藤島委員がおっしゃった、横浜市の市場の役割は一体誰に対してサービスを提供することなのかということとぶつかってしまうのではないかと。地産地消ひとつ取り上げても、非常に難しいと思いました。

清谷氏：まず、P26 の外部事業者・人材等を積極的に呼び込むというところについてですが、こちらについては、先程 P27 の図表のところでもご説明させていただきましたが、既存の組織を機能強化して、その中でまずやれることをやっていくと。その後、中長期的に取引をより拡大化していくために、場内事業者に加えて、専門人材を追加した方がいいものについてはそういった人材に参画していただくというようなことを考えております。もちろん場内事業者だけで取り組みを進めていけるということであれば、そういった方法もあると思います。一方で、例えば、市場の加工ではどのような取り組みを実施していくのがいいのかという点について、外部の意見も踏まえるべきというような話になれば、そういった食品加工業者で長年経験を積まれてきたような方を呼び込んでいくという方法もあるでしょうし、輸出に関しても同様に、輸出実務を担われていた方を登用していくというようなこともあるのかなと思っております。ここではそういった考え方を示したものになっております。P28 の地産地消については、その範囲がどのように設定されるかについて検討の必要があるかと思えます。取り扱っている品目、横浜市場の強み、そういったものを活かしていくという中で、言葉の使い方については改めて検討させていただきたいと思えます。

若杉会長：山下委員、今のご説明でいかがでしょうか。

山下委員：検討されるとおっしゃったので、ご検討いただければと思います。

布施委員：先程から申し上げているとおり、経営展望は横浜市が策定して、市場全体で何をやるかということを中心として確認するということだと思います。前回の開設運営協議会で、なぜ公設公営なのかという議論を踏まえて、公設公営が認められたわけです。なおかつ、業務規程で新設された市長の責務というのは非常に画期的だと思います。市長が市場及び賑わいその他活性化をちゃんとやるのだということを謳っているわけですね。そういった観点から、経営展望はまさに横浜市が責任を持って結果を出すということではないかと思っております。芦澤委員が▲はないだろうという意見はもつとも、あえて▲●ということなぜ書くのかということが疑問です。全体の責任は、横浜市がこういう方向でやりますということによって始まっているわけなので、それを各事業者に働きかけ、動かすというのが本来の経営展望だと思います。業界も一生懸命やっているところはやっています。そのうえでの経営展望かなと思っておりますので、この▲●に関しては基本的な考えが違うのではないかと考えています。たしかに課題ごとにいろいろな濃淡があるというのはもちろんわかっ

ていますが。そういう意味で、この経営展望は、考えられることは全部出して、いろんな項目を作って、盛り沢山ですよね。これを本当に横浜市が実現してやりますとなれば、予算も組織も拡充しないと無理かなと思いますし、その辺の基本的な考えというのを本来開設者である横浜市が魂を持って示すというのが大事なのかなと思います。経営展望を策定した後は誰がやるのか、どうやって実現するのか、ということが我々に課せられるわけです。どこかで横浜市ないしはワーキンググループに参加した方も含めて、全部答えていくという体制にならなければ、絵に描いた餅になってしまいます。そこはしっかり切り替えて、実行体制に向かうのだということを示していかないと、盛りだくさんの字面で終わってしまうことになると思います。今までの開設運営協議会の中で、何度か組織や予算の質問はしてきたはずですが、それについて具体的な答えは今のところはあまりないということで、ぜひ開設者も含めて前向きな発言があればと思います。

清谷氏：今ご指摘をいただいた点につきましては、ワーキンググループの中でもその話をさせていただいておりまして、P40 のところで、経営展望計画期間における実行体制というところを検討してきました。ワーキンググループの中でも、経営展望を作ることは必要ではありますが、今ご指摘いただいたとおり、その後それを実行していかなければいけないという議論になっておりまして、実行するための体制をどのように考えていくかというところを直近のワーキンググループでも検討させていただいたわけです。先程申し上げましたように、市場内にもいくつかの既存組織がございます。既存組織の中でやれるものについてはそれをやっていき、その機能を強化していくところについては強化をしていくことを前提としております。その後、経営展望については、青果部の皆さん、水産物部の皆さん、そして横浜市も参画する形で毎年進捗管理を行いながら、各戦略と個別の取り組みをどういった役割分担で具体的に進めていくのか、情報共有や進捗の報告、検討を重ねることにより関係三者が連携し、個別に取り組んでいくということを考えております。ただ、具体的には確定していないところではございます。こういった体制を設けて、それぞれの分担の中で着実に進めていけるような体制をつくっていくことを考えております。

若杉会長：それではこの論戦はこの辺で終わらせていただきます。経営展望の策定につきましては、ワーキンググループの委員の皆様方にもお力添えいただきまして、ありがとうございます。それでは、経営展望策定のアドバイザーである藤島委員からご意見があるようですので、よろしく願いいたします。

藤島委員：今回の経営展望について、まずは、それぞれの代表者の方々にもお集まりいただいて検討しています。P51 を見ていただくとわかりますように、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がコンサルタントとして入っていますが、調査してまとめているという

のではなくて、それぞれの卸売業者さん、仲卸業者さんの代表の方々にもご検討いただいでやってきております。先程から主体が開設者というご指摘はよくわかるのですが、実際にこれを実行していこうとなると、事業者の方々がやらない限りどうにもならないだろうと思っています。開設者の言うとおりに皆さんが動かれるなら話は別ですが、そういうことはないだろうと思います。実際、各省庁も〇〇ビジョンとか〇〇経営展望というのは結構いろいろ作られています。しかし、そのとおりにそれぞれの会社・企業が動いているかという、決してそういうものではありません。現在の状況において、こういった方向が必要ではないか、こういったことを戦略として考えていくべきではないかというのを、開設者といいますか、あるいはワーキンググループといいますか、そこでそういうものを提案していくということしかないわけです。その中でそれがもっともだということであれば、それを各事業者の方々に実行してもらおうということにならざるを得ないのかなと。これまでも、それぞれの卸売市場においてもそうですが、横浜中央卸売市場においても、水産物部も青果部も経営ビジョンを出されています。しかし、それがそのまま実行されたのかという、決してそうではないだろうと思います。一応、今後こういうことを考えざるを得ないなと思うところが出てきて、一応そういった方向を皆で共有できるということがまずひとつは重要だろうと思います。そのうえで、実際それを実行するかどうかというのは、それぞれの会社・企業の方々が決められることにならざるを得ないのかなというところがあります。今回ここにいらっしゃる方々、あるいは各企業の方々や会社の方々が、もし決断していただくとするならば、こういう経営展望があるのかいないのかと。いないということであれば、使わなければいいですし、やはりあればそれなりに参考になるのではないかということであれば、作ってもいいだろうと思います。作る時にどれだけコストがかかるのかという問題がありますので、なんでもかんでも作ればいいのかということにはならないでしょうけれど。こういった経営展望や経営ビジョンの限界のようなものも認識いただいて、そして、それを利用されるかされないかというのを決めていただく方向でやっていただくと、私どものような形でワーキンググループを作ってやっている者にとっても非常に助かるなというところなんです。特に開設者の肩を持つわけではないのですが、そうなくなってしまって申し訳ありません。以上です。

若杉会長：ありがとうございました。それでは、次に経営展望案の P30 をお開きください。一番上の(3)について清谷さんからご説明いただきます。

～清谷氏より、資料に基づき、戦略3～5を説明～
(質疑等)

若杉会長：ありがとうございました。皆様、何かご意見がありましたらどうぞ。

藤島委員：今までのご意見をお聞きしていて、例えばこういうのはどうでしょうかということで提案です。戦略を5つ並列的に上げていただいています、そのうちから、特にここの戦略については、例えば、開設者が中心になってできますからやっていきますよとか、そういう風にできることを絞り込んで、そして、開設者を中心にできることは開設者を中心に実際にやってもらうとか、そういう形で進めていくのはいかかでしょうか。

若杉会長：ご質問でしょうか。

藤島委員：出席者の方にご意見としてです。今回の報告書でいいですよというか、あるいはもっと絞り込んで実際にできることとそうでないことを出してほしいということであるのであれば、そのようにしましょうかということですか。

山下委員：今、戦略3～5を伺って、これは割とストンと理解できます。横浜市がやるべきことがわかりやすいと思います。最初の戦略1と2については、これでやるのかと非常に思いました。こんなに広くて、横浜市に優秀な方がたくさんおられるのに、どうしてまた外部人材なのかという風に思いました。例えば、ハサップ講習会は外部人材が必要だとか、あるいは市場を見てもらうのは外部の方に見てもらった方がいいだろうとか、そういうようなものはわかりやすいです。なので、私は戦略3～5は順番を入れ替えるなりしてもいいと思います。戦略1と2は市場の中の関係者に協力してくれるなら市がやってもらいたいこと等、あるいは精査して皆さんで合意してやっていくのだと。必ず実現するかはわかりませんが。戦略3～5は実現した方がいいと。おそらく、ハサップはやなければならぬと思います。設備投資も必要で、最小限と言えるかどうかはわかりませんが、必要な設備投資を行っていくと。

若杉会長：ありがとうございます。清谷さん何かご意見はありますか。

清谷氏：戦略3～5はご指摘のとおり、市が中心になることが多いというのは、おっしゃるとおりだと思います。入れ替えや戦略1・2の取扱いなどにつきましては、本日のご意見を踏まえまして、少しお時間をいただきたいと思います。誰がどのようにやるのか、どういう実効性を持たせるのかということをご懸念いただいているというところは理解しておりますので、その点は少しお時間いただければと思います。

若杉会長：他に、ご意見ご質問は何かありますか。

高力委員：先程、藤島委員がおっしゃったことは賛成です。プライオリティというか、重要性というか、そのものがあると思います。経営展望案のP41には、中長期的・短期的のスケジュールが書かれています。短期的に取り組めるもの、中長期的に考えていくものがここでは整理されているわけですから、これを前面にというか、ひとつの整理のポイントとして、先程の藤島委員あるいは山下委員の意見を取り込みながら整理されるとわかりやすいと

思われます。横浜市もできることとできないことを勘案しながらやっていると思いますので、要はそのプライオリティというか、優先性と重要性和このスケジュールを合わせて修正されればいいのではないかというのが私の意見です。以上です。

若杉会長：いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。ただいまのご意見等を踏まえて、ワーキンググループ委員の皆様には、引き続きご検討をお願いいたします。では、食肉市場における経営展望の報告がありますので、事務局お願いいたします。

～事務局より、資料に基づき、食肉部分を説明～

(質疑等)

若杉会長：何かご意見ご要望等ありますでしょうか。

高力委員：最終的には、さきほどの経営展望と食肉部の経営展望を合体するということでしょうか。

事務局：そのとおりでございます。最終的には合体します。

若杉会長：他に何かございますか。それでは以上をもちまして、本日の審議事項は終了します。続きまして、報告事項に移りたいと思います。

【報告：横浜南部市場にぎわい創出事業について】

事務局より資料に基づいて説明。

(質疑等)

若杉会長：特にないようですので、報告を終了します。本日予定しておりました議事・報告は以上です。

【閉会】